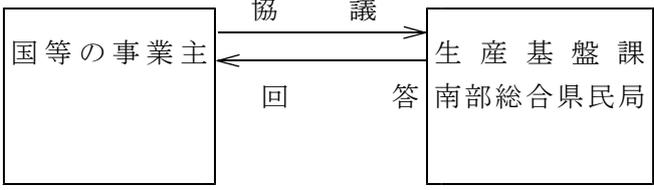
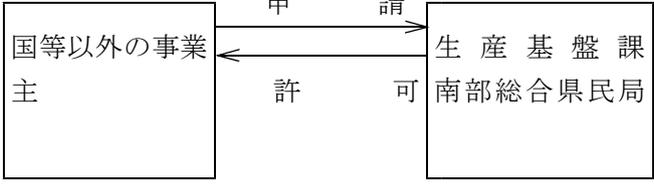


法令名	漁港漁場整備法 〔 昭和25. 5. 2. 法律第137号 改正 平成26. 6. 13法律第69号 〕
制度の趣旨	この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。(法第1条)
指定区域	漁港の区域
規制等の内容	漁港の区域内の水域又は公共空地における次の行為をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない(法第39条第1項)。 ア 工作物の建築若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。) イ 土砂の採取 ウ 土地の掘削若しくは盛土 エ 汚水の放流若しくは汚物の放棄 オ 水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)
許可基準	特定漁港整備事業等の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでないこと。
許可手続	(1) 法第39条第4項に基づき国の機関又は地方公共団体(以下「国等」という。)が上記許可を要する行為をしようとする場合  (2) 国等以外の者が法第39条第1項に基づく許可を要する行為をしようとする場合 
照会先	農林水産部農林水産基盤整備局生産基盤課(088-621-2475)